

家庭裁判所委員会議事概要

1 日 時 平成21年3月3日(火) 午後3時から午後5時まで

2 場 所 東京家庭裁判所大会議室(19階)

3 出席者

(1) 家事関係委員(五十音順)

東京家庭裁判所家事調停委員 水 野 あゆ子

東京都社会福祉協議会福祉部長 吉 原 正 夫

(2) 少年関係委員(五十音順)

東京少年友の会理事長 荒 井 史 男

東京保護観察所次長 荒 木 龍 彦

関東医療少年院長 大 橋 秀 夫

東京地方検察庁刑事部長 水野谷 幸 夫

(3) 学識経験者等委員(五十音順)

明治大学法科大学院長 青 山 善 充

元共同通信社編集局編集委員 野 村 満 利

NHK放送文化研究所メディア研究部長 原 由美子

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士 鬼 丸 かおる

第一東京弁護士会所属 弁護士 関 澤 潤

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所長 門 口 正 人

東京家庭裁判所少年部所長代行者 本 間 榮 一

東京家庭裁判所家事部所長代行者 秋 武 憲 一

(6) その他

東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官 樋 口 昇

東京家庭裁判所家事首席書記官	大谷 保
東京家庭裁判所少年首席書記官	羽山 秀樹
東京家庭裁判所事務局長	横溝 千明
東京家庭裁判所事務局総務課長	岡下 直樹
東京家庭裁判所事務局総務課課長補佐	竹村 彰修

(7) 説明者

東京家庭裁判所部総括裁判官	長 秀之
東京家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官	山田 稔
東京家庭裁判所主任書記官	遠藤 辰治

4 議事

(1) 新委員あいさつ（荒木委員，本間委員）

(2) テーマ選択の理由等

（裁判所委員）

本日は遺産分割をテーマとして取り上げさせていただくこととなった。前回委員会では，テーマの候補として，遺産分割，法改正による少年事件の在り方，広報関係といったものが挙げられ，どれを選ぶかは裁判所に一任されていたところである。このうち，少年事件については，被害者傍聴制度が新しくできたものの，当庁での運用例を御紹介するほどの実績に乏しいので，次回以降に回すこととし，また，広報については，平成18年11月に取り上げており，その後の実績をまとめるにはやや早いと思われるので，これも次回以降に回すこととした。

この度，遺産分割を取り上げるのは，現在，社会の中で高齢者問題が大きく脚光を浴びていることが挙げられる。平成16年6月にも遺産分割をテーマとして取り上げているが，そのときと社会の状況が変化しているようであり，当庁の事件処理の方法も変わっている部分がある。また，平成20年7月に家事調停制度一般を取り上げたが，離婚問題が中心であり，遺産分割事件の説明が

必ずしも十分ではなかったかと思われる。本日は、一般的な手続の説明にとどまらず、できるだけ現場に密着した紛争解決の難しさなどを御紹介して、運営等について御意見や御質問を頂戴したいので、全国でも当庁だけとなる遺産分割事件専門部に所属している裁判官、家庭裁判所調査官、書記官から説明させていただきたい。さらに、当委員会の委員の中には、遺産分割調停に現実に携わっている家事調停委員もおられるので、お話を加えていただければと思う。

(3) 遺産分割調停事件について

(説明者)

現在、当庁では、専門部として遺産分割部があるが、専門部となったのが平成14年である。私は東京家庭裁判所に二度勤務しているが、15年前に勤務したときには専門部というものはなく、各部が離婚事件も遺産分割事件もすべて取り扱うという態勢であった。しかし、遺産分割事件が増えてきて、また、バブル崩壊後には難しい事件もたくさんあったことから、平成10年に、通常事件も少し扱うが、遺産分割事件の比重を高めるという集中部というのが作られ、その後、専門部となり現在に至っている。

遺産分割部で扱っている事件というのは、遺産の分け方に関する紛争である。人が亡くなったときに相続が開始するが、残された遺産について相続人同士がいくら話し合いを続けてもまとまらないことがある。これを解決するのが遺産分割の調停と審判であり、こうした事件は、法律によって家庭裁判所が取り扱うことになっている。

具体的な例を示すと、夫婦A、Bがいて、夫Aが亡くなったとする。AとBの間には子供がC、D、Eと3人いて、長男Cは父親であるAの介護をしたり、母親であるBの面倒を見ていたが、二男Dと長女Eは実家から出て暮らしていた。財産は、Aの遺産である土地があり、その上にCが建てた建物がある。そのほかにAは上場株式を所有していたとする。

そこで、どのような争いになるかというところ、法定相続分として、母親が2分

の1, その余りの2分の1を子供たちが相続することになるが, 3人いるので6分の1ずつということになる。しかし, 長男Cは, 自己の負担で認知症であった父親の介護をしたので自分に寄与分があるとして, 法定相続分の6分の1よりも多くの相続分があるという主張をした。ところが, ほかの兄弟としては, 長男Cに父親に対する貢献はなく, むしろ父親をいじめていたのではないかと主張し, 寄与分を認めようとしなない。それどころか, Aの土地の上にCが建物を所有しており, 土地を無料で使うことができたので, その利益をどのように精算するのかという問題も起こってくると考えている。このような対立があって, 家族の間で話が進まなくなると, 事件として家庭裁判所に申し立てられるということになる。

こうした遺産分割事件というのは, 社会の動きと密接しているところがあるので, 高齢社会と経済状況の影響の面から考えてみたい。

まず, 高齢化社会とは高齢社会の前段階のものであるが, 現在は本格的高齢社会に到達している。高齢社会の影響となると, 我が国の人口構成に注目したい。国立社会保障・人口問題研究所がホームページで出している高齢社会白書によると, 2005年の総人口は約1億2777万人であるが, このうち65歳以上が約2576万人, 15歳から64歳までの生産年齢人口が約8442万人, 14歳以下は約1759万人となっている。したがって, 65歳以上の者と14歳以下の者を合わせた約4200万人を生産年齢人口の約8400万人が支える時代といえる。ところが, 高齢化, 少子化が進んだ2055年は, 総人口は約8993万人であり, このうち65歳以上の約3646万人と14歳以下の約752万人を合わせた約4400万人を生産年齢人口の約4600万人が支えることになるというふうに予測されている。つまり, 1対1の関係ということである。

高齢者が増えてくると, 平均余命は長くなっているとはいえ, 死亡者も増えてくることになるが, 国立社会保障・人口問題研究所の貯蓄, 負債の差額別世

帯分布によると、平成17年において、65歳以上が世帯主となっている世帯の貯蓄額は平均で約2484万円で、全世帯平均は約1748万円となっている。また、世帯主が65歳以上の世帯の19.6パーセントが4000万円以上貯蓄をしており、41.7パーセントが2000万円以上貯蓄をしている。したがって、65歳以上の死亡者が増加するという事は、財産を持っている高齢者の死亡者が増加することを意味するのではないかと考えられる。さらに、高齢者の人口が増加すると、比例するように遺産分割調停の新受件数も増加する可能性があるといえる。

これらを基に遺産分割調停事件数の将来予測を考えてみると、国立社会保障・人口問題研究所のホームページに都道府県別の人口の推移が将来予測として載っているが、東京都の65歳以上の人口は、平成14年に約200万人、平成20年に約250万人となっているが、平成32年には約330万人、平成42年には約360万人、平成47年には約390万人と予測されている。過去の65歳以上の人口と65歳以上の死亡者数というのは、計算してみると、大体一定の数値になっているので、人口が増えていくと、死亡者数が比例して増えることになる。そして、死亡者数と遺産分割調停事件の件数が比例関係にあれば、事件数も同様に増えていくということがいえるのではないかと考えられる。

東京家庭裁判所本庁に係属している事件は、平成10年からほぼ900件台で推移している。平成11年は1000件を少し超えたが、その後はしばらく900件台で推移している。平成17年以降は1000件を超えるようになって、平成19年からは1150件程度まで増えている。先ほどの人口構成の推移を考慮すると、平成22年には1200件、平成27年には1400件、平成32年には1500件、平成42年には1600件、平成47年には1800件にまで達すると考えられる。

高齢社会が遺産分割調停にどのような影響を具体的に及ぼしていくかという

と、まず、被相続人の高齢化が挙げられる。被相続人が高齢化するということは、被相続人が要介護者である割合が増加することになり、要介護者の割合が増加するということは、介護を内容とする寄与分の主張が増えてくることになる。次に、相続人の高齢化が挙げられる。相続人が高齢化してくると、相続人が調停をする能力があるのかどうかということが問題になり、場合によっては、当庁の後見センターに後見開始の申立てをしていただいて、後見人を選任してもらうこともある。さらには、相続人が死亡してしまう場合があり、その結果、相続人が拡大してしまうという現象が生じることもある。

また、遺産分割事件は、財産を相続分に応じた経済的価値によって分ける手続であるので、経済状況の変動の影響を大きく受ける。まず、株式については、東京証券取引所のホームページによると、平成18年9月15日にリーマンショックが起こってからは、東京証券取引所の一部に上場している全株式の時価総額を合計した株価指数（TOPIX）は激減している。それから、不動産の評価額も変動があるため、現在、遺産分割事件の当事者としては遺産をどのように分けたらよいか判断がつきにくい状態にあるかと思う。

（学識経験者等委員）

当事者の高齢化の影響について、東京家庭裁判所ではどのような対策を取っているのか。

（説明者）

相続人が高齢化しているために、その調停能力が問われる事例がよくあるが、その場合には、家庭裁判所調査官が精神医学や心理学の知見を用いて、家族に説明をしたり、直接本人に会って判断能力がどれほどのものか判断し、円滑に遺産分割部から後見センターに事件が引き継げるようにしている。後見人が選任されずに判断能力がないままであると、調停を成立させるということができないし、進行自体ができなくなる。

続いて、受付から解決までの遺産分割調停手続の概観を御説明する。

まず、当庁では、当事者が遺産分割調停を申し立てる場合、1階の手続案内に行くことになる。手続案内には遺産分割調停案内という冊子が用意されており、表紙には納めていただく印紙や郵券（切手）の金額が記載され、手続の説明、申立書、当事者等目録、遺産目録、申立書の記載例などが付いている。手続の説明については、遺産分割の簡単な説明から始まり、続いて、「申立ての際に主張すべきことは？」という題名で、相続人が誰か、分割する遺産の存在とその内容、分割する遺産の評価、遺言書、遺産分割協議書の存否とその内容などについて記載がされている。そして、各相続人の取得分について説明があり、原則として、法律で定められている割合によって分割することになっている旨が記載されている。また、特別受益については、被相続人から生前に物をもったり、遺言で物をもったりした場合には、もらった人の相続分を減らすことがあるという説明があり、寄与分については、被相続人の遺産を維持したり増やすのに貢献をしたような場合にはその人の相続分が増えるという説明がある。それから、遺産分割の申立てに必要な書類の一覧表が載っているが、特に重要なのが戸籍関係であり、そのほかにも遺産の範囲を明確にするために、登記簿謄本、全部事項証明書、公図などが必要であると記載されている。なお、どのような戸籍謄本を用意したらよいかということについて、亡くなった方に子がある場合、亡くなった方に子がなく父母だけが生存している場合、亡くなった方に子がなく、両親、祖父母も死亡し、兄弟姉妹、甥姪が生存している場合に分けて説明されている。

こうした案内を踏まえ、遺産分割調停が申し立てられることになると、家事5部で調停の受付を行い、その後、いろいろな事前準備をした上で調停期日が開かれる。調停期日とは裁判所の調停室において話し合いを行う日であり、相続人全員が呼び出される。申立てから調停期日までの間に十分な事前準備を行うことが充実した話し合いをするためには不可欠である。また、必要があれば家庭裁判所調査官が関与して、調停期日に立ち会ったり、期日と期日の間に当

事者に問い合わせたり、直接当事者に会いに行くなどの調査を行っている。

調停で話し合いがまとまると、調停成立ということで調停調書を作成する。この調停調書は判決と同じ効力があり、当事者はこれに基づいて登記手続を行うことができる。調停が成立しない場合には、当然に審判に移行することになり、その際、当事者は審判を申し立てる必要がなく、調停の段階で提出された書面や証拠なども当然に審判で使用される。

(説明者)

続いて、遺産分割手続の中で書記官がどのような仕事をしているのか留意点を含めて説明する。書記官が最初に行うのは相続人を確定する作業である。相続人が1人でも漏れていたら、調停が無効になってしまうので、書記官は受付の段階でしっかりと点検しなければならない。

具体的には、受付段階で申立人から提出された戸籍謄本を基に相続人の確定作業を行う。通常、被相続人が遺産を残して死亡した場合、子供が相続人であればあまり大変な作業にならないが、兄弟姉妹が相続人になってくると、非常に大変な作業となる。兄弟姉妹の相続人を点検するときは、まず最初に被相続人の両親について生まれてから死亡するまでの戸籍をすべて点検しなければいけない。通常、戸籍というのは1人について1通だけあるわけではなく、結婚、離婚、養子縁組などによって身分関係が変動するごとに戸籍が作られるから、1人について何通もの戸籍が備わっているのが一般的である。被相続人の両親の戸籍を点検することによって、被相続人の兄弟姉妹を確定することができる。被相続人の兄弟姉妹に死亡している人がいる場合にも、生まれてから死亡するまでの戸籍も提出してもらおうが、これにより兄弟姉妹に子供がいるということが分かってくる。死亡していることが分かると、その人の生まれてから死亡するまでの戸籍を基本的に全部提出してもらおうので、身分関係図を作るだけでも相当な数の戸籍謄本が必要であり、点検にあたってはかなりの労力が必要である。また、戸籍を点検する中で、明治生まれや大正生まれの両親がいると、明

治時代や大正時代の戸籍があり，草書で書いてあるものが多く見受けられるので，解読する作業も大変である。

当庁では，相続人が確定できた段階ですぐに調停期日を指定して当事者を呼び出すというわけではなく，なるべく事前に多くの情報を書記官を中心として集めるために，申立人や申立人代理人から事情聴取を行っている。事情聴取は調停委員会に情報を提供する上で非常に有益な作業であり，被相続人に遺言書があるのかどうか，既に相続人間で遺産分割の協議書を作成してあるのかどうか，遺産の範囲に争いがあるのかどうか，遺産の管理状況，遺産に不動産がある場合はそこに誰が住んでいるかといった事情を聴取をして，事前に調停委員会に伝えている。

事情聴取の事務が終わると，各当事者に呼出状を送って調停の期日に集まってもらおうという段階に入るが，調停期日の通知書に照会書を同封している。照会書には回答書を添付しており，申立人から事情を聴取することと目的は同じである。調停を効率よく運営していくための情報源として，相続人全員に照会書を送り回答を求めているわけである。こういった呼出状と照会・回答書を全当事者に郵送すると，非常にたくさんの電話での問い合わせが書記官室にかかってくる。離婚事件では，夫婦のどちらかが離婚を求めて配偶者を相手に離婚調停を申し立てるので，当事者が2名の手続になるが，遺産分割事件の場合には，多くの当事者が遺産分割の手続に関与するので，担当書記官あてに何十本もの電話が連日のようにかかってくる。裁判所から呼出状が送付されると，感情的になって話をする人や，被相続人との関係がかなり遠いため，相続分を主張するつもりはないのでどうしたらよいかと質問する人や，遠方に住んでいるので，東京家庭裁判所までの交通費は取得分と見合ったものになるかと相談する人などがいる。書記官室としては，当事者の不安を少しでも払拭しつつ，調停に足を運んでもらえるように説明しているつもりであるが，なかなか難しいところである。

それから、回答書の質問のうち、「遺産は、同封した遺産目録のとおりですか」という項目があるように、照会・回答書に遺産目録も同封している。照会・回答書を送る段階の遺産目録としては、申立人が提出した遺産目録を流用し、回答書に添付して回答を求めている。その後、調停が進行していく中で、遺産の範囲が決まってくると、遺産に漏れがないように書記官が登記簿謄本、預金通帳のコピー、残高証明書といった疎明資料に基づいてきちんとした遺産目録を作成している。

(学識経験者等委員)

負債は遺産目録においてはどのような扱いになるのか。

(説明者)

当事者が、負債も一緒に分けてほしいと回答してくることがあるが、負債は、第三者である債権者との関係では、法定相続分に応じて分担して負担しなければならないので、相続人だけで特定の人がすべて支払うと決めたとしても、債権者との関係では効力を持たない。しかし、当事者の間で、負債を誰がすべて支払うのかという合意ができていて、債権者の了承を得ている場合には、遺産目録の中に負債を入れて整理をするということもしている。

(弁護士委員)

相続人が海外に行ってしまったたりして、行方不明になった場合には、どのように処理しているのか。

(説明者)

相続人が行方不明になってしまった場合には、失踪宣告という制度によって死亡したという形で処理をするか、または、不在者ということで財産管理人を選任して、その人の分を控除して分割している。ただし、財産管理人が選任されるような事件であると、調停ではなく審判で解決することになるかと思う。

続いて、調停委員会について説明する。調停委員会は、家事審判官1名と調停委員2名で構成されるが、当庁では、調停委員2名のうちの1名を原則とし

て弁護士資格を有する調停委員にお願いしているところである。

それから、弁護士代理人の選任の割合について調べてみると、婚姻関係の事件では、申立人と相手方のいずれかに弁護士代理人が付いている割合が成立したもののうち49パーセント、遺産分割事件では74パーセントとなっている。やはり法律的な問題点が多くあるために、弁護士を付ける当事者が多いのではないかと思われる。

ところで、調停期日が開かれるといろいろと宿題が出て、次回期日までの準備に入る。期日間の準備というのは大変重要であり、実際には当事者の準備と裁判所の準備とがあるが、裁判所の準備の中で必要があるときには、家庭裁判所調査官が調停に出頭しなかった人に来て、その意向を確認したりしている。(説明者)

遺産分割調停における家庭裁判所調査官の役割や仕事について説明する。遺産分割は、私人間のお金の分け合いの話し合いであるので、当事者が積極的に裁判所に足を運んで、資料を出して、自分の主張を言って、早々に決めているのではないかというイメージを持たれる方もいるかと思うが、そのように話が進むのであれば家庭裁判所調査官は遺産分割事件に関与する必要がないことになる。

遺産分割調停は、経済的な紛争であるとともに、家族間、親族間といった極めて人間関係の濃い人同士による紛争でもある。そこで、家庭裁判所調査官がかかわる調停を紹介しながら、遺産分割事件が家庭裁判所にある理由、その難しさや大切さについてお話ししたい。

家庭裁判所調査官の仕事を類型で分けると、まず、連絡がなく調停に出てこなかった当事者に対して、次回期日に来てもらうという仕事をしている。たくさん当事者がいるので、ほとんどの当事者が積極的であったとしても、たった1人の当事者が出てこなければ、その調停は進まなくなる。調停に出てこないからといってその人に主張がないとは限らないため、家庭裁判所調査官が裁

判官，調停委員会からの命令を受けて，応答のない相続人に対して出頭するように勧告を行い，どういった理由で出てこないのかなどを調査している。

次に，相続人が遠隔地に住んでいたり，体が不自由で裁判所には出向けないという場合には，家庭裁判所調査官が意向調査という命令を受けて，電話や文書で連絡を取ったり，家庭訪問するなどしてその人から意見を聞いて，調停の円滑な進行を助けている。

さらに，被相続人と相続人が共に高齢化しているために，意思能力があるのかどうか調停委員会としては疑わしいということもある。その場合は，調停の場に家庭裁判所調査官が呼ばれて，認知症の程度や分別についての見極めをしている。家庭裁判所調査官は医者ではないので診断まではできないものの，当庁の後見センターに引き継いだり，当事者の受診を勧めたり，親族に説明するなどしている。

それから，主張整理，調整という仕事がある。遺産分割の調停は，たくさん当事者がいると，お金の問題だけでなく親族間において極めて深刻な感情の対立があったりする。例えば，親から愛されていたかどうかや，親からお金をかけてもらったかどうかといったことが，遺産分割の主張の中で議論されたりする。これが損得勘定とか合理的な判断でなされる場合には，調停委員会が説得をするが，不合理な主張や理解に苦しむ主張になってくると，家庭裁判所調査官が呼ばれ，当事者間の主張を整理，調整してほしいという命令を受けて，当事者の説得に当たるなどしている。

また，現在，遺産分割部の家庭裁判所調査官において，活動の柱となっているのが寄与分である。寄与分は，相続人の中で被相続人の財産の維持や増加に特別に貢献した人には，相続分の実質的な調整を図るという制度である。法定相続分は配偶者が2分の1，子供が2分の1と決まっているので，寄与分が認められるかどうかで取り分が大きく変わってくるという非常に重要な主張の要素である。そのため，当事者の中には寄与分にこだわる人もいるので，寄与分

でこじれてしまうと遺産分割調停は長期化して解決が困難になる。

寄与分にもいろいろな類型があり、家業に従事したことや財産を管理したことがあるが、一番大変なのは介護の寄与である。通常、家庭内の介護は、外からは見えない形で愛情やボランティア精神をもって行われている。したがって、介護の寄与は、家庭から出てしまった人から見えない所で行われていた介護について、被相続人が亡くなってから評価することになり、介護していた人と家を離れているほかの親族との間で極端に認識のずれが生じ、紛争となってしまう傾向がある。そのため、被相続人に対する介護はどのように行われていたかについて、双方が共通して客観的に認識することが大切である。

また、単に同居して親の世話をしたというだけでは寄与分が認められにくいという問題がある。つまり、親が子供を育てることと子が親を世話することは、親族間の扶養義務の範囲内ということになるので、法定相続分を変えるほどの要素にするには特別な寄与でなくてはならないからである。これが難しいところである。

なお、遺産分割における寄与分は、身内が特別な世話をしたことによって遺産の維持、増加にどれだけ貢献したかということであるので、介護の寄与については、遺産にかかわっていなければ寄与にならないという問題がある。結局、介護報酬というのはそれほど高くない上に、介護の寄与が認められるとしても親族の扶養義務を超える分しか認められないので、仮に寄与を認められたとしても期待していた額とは随分違うということにもなりかねない。

寄与を主張する人の中には単にお金が欲しいという人もいれば、相手に自分の苦勞を認めてほしいという人もいる。そういった主張に応じて家庭裁判所調査官が客観的に寄与分の額を算出したり、主張者の気持ちを受け止めて、ねぎらったりしながら調停の進行を助けている。

(家事関係委員)

私は東京家庭裁判所で家事調停委員を務めており、最近では遺産分割事件を多

く担当しているので、調停委員の役割と心掛けている点についてお話ししたい。

遺産分割は調停に来る相続人に感情的な紛争があるために、調停の流れとしては話を聞くというところから始めなければならない。その話の多くは、遺産分割にかかわることなので、どうしても欲得による自分本位の主張が多くなってくるが、話を聞いて理解することによって当事者の信頼を得ることが調停の第一歩であると思うので、十分聞くようにしている。早期解決を意識するあまり、話を中途半端に終わらせてしまったり、焦って本題に入ろうとすると、当事者は不安を持ったままにいるために、遺産分割の話に乗りにくかったり、必要な資料も提出してくれないということになりがちである。

遺産分割における調停委員の役割は、調停の成立を目的とした調整と、成立できなかったとしても、審判が行いやすい状況にして終了させることであり、感情的になっている当事者に対して、調停委員は冷静に合理的解決に向けて調停を進めている。また、調停委員は、老人介護の問題、扶養、後見制度、人間関係、経済問題、住居問題など社会的に大きな問題があるということを常に念頭に置きながら、解決していく努力をすることが必要であると思う。

(弁護士委員)

遺産分割調停案内に「寄与分が認められるためには、通常期待される程度を超えた貢献が必要です。単に他の相続人と比べて貢献の度合いが大きいというだけでは寄与分にはなりません。」とあるが、代理人として活動する中で釈然としないところがあるので、東京家庭裁判所の寄与基準を出してほしい。

(学識経験者等委員)

寄与分の判断について消極的な印象を受ける。現在、親の面倒を見ないとか、親と同居を避けるという話が日常茶飯事である。その中で、被相続人と同居しているのであれば、その事実だけでもって積極的に汲んであげるべきではないかと思う。これまでの事例を洗い出して、例えば、同居期間の長さや親が病気であった場合を積極的に判断するような基準を出すべきではないかと思う。

(説明者)

適切な調停例や審判例を積み重ねながら、研究していきたいと思う。

(裁判所委員)

いろいろな解決策を一般規範化できないかということは大きなテーマであるが、留保を付した上で規範を示すこととしても、当事者が法律と同じように捉えてしまうことが危惧されるので、難しい面がある。

(説明者)

平成19年の処理状況について説明すると、全調停事件のうち、成立したものが約48パーセント、不成立となったものが約21パーセント、取り下げられたものが約25パーセント。一方、遺産分割事件のうち、成立したものが約62パーセント、不成立となったものが約6パーセント、取り下げられたものが約23パーセントとなっている。遺産分割調停事件の成立までの期日回数は、5回までに成立したものが約45パーセント、10回までに成立したものが約75パーセントとなっている。このような処理について、遺産分割事件処理改善検討委員会というものを立ち上げて、計画的な調停を進行できないかということや、寄与分の調査の在り方などを検討しており、当事者から納得を得られるような調停の成立のために努力していきたいと考えているところである。

最後に、遺産争いを予防するには美田を残さないのがよいが、残してしまった場合には、必ず全部の遺産を分配した遺言をお作りいただくことが重要であると、日頃仕事をしていて感じている。

(弁護士委員)

私は当事者の代理人や相続財産管理人などをさせていただいているが、調停調書などを持って銀行などに行くと、必ずといっていいほど戸籍謄本を全部取るようにと言われてたり、亡くなったことの証明や相続人がいないことの証明を持ってくるように言われてしまう。調停調書などが大変な苦勞をして相続人の点検等をして作成された裁判所の書類であるということを世間はまだ理解して

いないようである。家庭裁判所はこうした点をもっとアピールしてよいのではないか。

次に、先ほど遺産争いを予防するために遺言を書くことが大切であるという話があったが、その遺言書を作ったがために争いが起こることも非常に多いので、遺言書の書き方について家庭裁判所で指導していただけるとありがたい。

それから、家庭裁判所の遺産分割調停の申立費用は、数十億の遺産であっても数百万円の遺産であっても同一である。裁判官、家庭裁判所調査官、書記官が非常に労力を掛けているにもかかわらず、数十億の遺産を1200円の印紙と2000円の郵券で解決すること自体無理があるので、離婚等の一般調停の場合は別として、遺産分割の場合には申立費用についてももう少し考える必要があるのではないか。

(裁判所委員)

家庭裁判所の仕事振りに関して、世間の理解をいただくことについては、常々考えているところである。今後とも努力して参りたい。

(学識経験者等委員)

3点ほど御質問するが、1点目は、先ほどの処理状況の説明において、遺産分割調停事件の約62パーセントが成立しているということだが、不成立となったものが審判に移行するとなると、審判によって決定されるものは調停によって決定されるものに比べて非常に少ないという理解でよいか。

2点目は、寄与分と遺産分割は別事件ということになると思うが、遺産分割の中で寄与分が争われる事件というのは併合されるという理解でよいか。

3点目は、遺産の範囲や相続人の範囲といった遺産分割の前提問題としての法律問題も家庭裁判所へ取り込んで訴訟事件として処理するということについて、現場ではどのようにお考えなのか伺いたい。

(説明者)

1点目については、調停事件において、かなりの割合で成立となり、また、

取下げもある。そして、不成立となったものがそのまま審判に移行するが、中には調停を申し立てないでそのまま審判を申し立てることもある。通常、話し合いの余地があるものは調停に付すという決定をして、調停で成立するものが多いが、例えば、前提問題が訴訟で解決されるような事件について、その前提問題が調停事件で解決することが難しいような場合には、審判で処理することもある。ただ、最終的に審判で解決する事件というのは少なく、審判事件で手続を進めていて心証が形成されると、民事訴訟と同じように最後にこの審判はこうなるということを当事者に示唆したり率直に伝えたりすると、それならば話し合いでもよいのではないかということになり、割合的には半分近くがまた調停に付されて成立に至ることになる。

2点目については、御指摘のとおり、寄与分の事件と遺産分割事件は、別事件で立件して必ず併合することになっている。

第3点は、遺産分割事件に関連して、家庭裁判所が訴訟事件も担当した方がよいのではないかということであるが、訴訟事件というのは、遺産の範囲の問題であれば弁論主義の適用があり、証拠に基づいて事実を認定していくことになる。そうであれば、地方裁判所で担当すれば、訴訟の専門家として通常の民事訴訟事件として淡々と審理や処理をしていくことができるのではないかと考える。また、当事者の対立が激しい事件の場合、調停や審判を行う裁判所と訴訟を行う裁判所が異なることによって当事者も冷静なることもあるのではないかと思う。これは大変難しい問題であって、にわかには答えることはできないが、双方のメリットとデメリットを考えてよく検討した方がよいかと思う。

(4) 次回テーマについて

次回のテーマとして「被害者傍聴を中心とした少年事件における被害者配慮制度」が提案され、了承された。

(5) 次回期日等について

今回は、平成21年7月10日（金）午後3時から東京家庭裁判所大会議室

で開催されることとされた。